

Q & A

(災害補償課)

Q

消防団員が救急業務に従事する場合について

病気や事故の際、救急車到着までの間に近くにいるアプリ登録者に助けを求めることができるスマートフォン用アプリの運用を開始したので、当該アプリを消防団員に登録させ、救急業務を支援させることを検討しています。この支援業務は公務災害補償の適用対象になりますか。

A

消防団員の救急業務については、非常備消防や、離島などにおいて消防職員による救急隊のいない場合に限り、地域の実情に応じて、特に必要とされる支援業務として実施される場合に限られるものと解されています。したがって、そのような条件のもとで、消防団員が公務災害にあった場合には、補償は適用されるものと考えられますが、それ以外の場合には、消防団員としての公務災害補償の適用対象とはならないものと思料されます。